

第 1 4 回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 2 0 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 1 時 48 分

2. 開催場所 中央公民館 3 階 大会議室

3. 出席委員（12 名）

		2	山本 弥須弘	3	篠崎 英明	4	渡邊 康志
5	中本 誉	6	兵頭 正男	7	那須 健一	8	山田 耕二
		10	山下 展輝	11	浅野 剛志	12	毛利 久志
13	兵頭 知幸	14	谷口 雄記				

4. 欠席委員（2 名）

1	山本 伸男	9	清家 壽秋				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤 幸利	次長	丸山 貴広	主事	水代 康成
----	-------	----	-------	----	-------

7. 会議の概要

事務局	（司会進行）
会 長	（会長挨拶）
事務局	（司会進行）

議 長	ただいまの出席委員は12名であります。山本農業委員、清家農業委員、善家推進委員、芝推進委員、杉本推進委員より欠席の連絡を受けております。 定数に達しておりますので、これより第14回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に13番 ^{ひょうどう} 兵頭 ^{ともゆき} 知幸 委員、 <u>わたくし議席番号14番 谷口</u> 、以上の両委員を指名いたします。よろしくをお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ^{ひょうどうともゆき} 兵頭知幸委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号13番 兵頭です。 議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第55号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	8月9日に出口推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第55号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
山 下 委 員	はい。いいですか。
議 長	山下委員。
山 下 委 員	議席番号10番山下です。中を見ると草刈り機と管理機しかないんですけど、稲の機械などはどうされるんですか。
事 務 局	はい。耕作はされてますが、地目が田の部分もほとんどゆずになっておりまして機械的には問題ないです。
議 長	他にございませんか。ご意見もないようですので採決いたします。

	議案第５５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
議 長	全員一致で異議なしと認めます。 よって、議案第５５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位２番について、山本 ^{やまもと} 弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号２番 山本です。 議案第５５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位２番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第５５号 順位２番 説明】
山 本 委 員	８月９日に譲受人、善家推進委員、事務局２名、私の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第５５号 順位２番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第５５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位２番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
議 長	全員一致で異議なしと認めます。 よって、議案第５５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位２番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第３ 議案第５６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位１番について、毛利 ^{もうり} 久志委員より説明願います。
毛 利 委 員	議席番号１２番 毛利です。 議案第５６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」順位１番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第５６号 順位１番 説明】
毛 利 委 員	８月９日に譲受人の代理人、事務局２名、私の計４名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第５６号 順位１番 説明】
毛 利 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第５６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位 １番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願い します。
議 長	全員一致で異議なしと認めます。 よって、議案第５６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請につい て」、順位１番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第４ 議案第５７号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項 の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とい たします。事務局から説明願います。
事 務 局	それでは順位１番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の 大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第５７号 順位１番から１８番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位１番から１８番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第５７号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北 町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位１から１８番は原案の とおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第５７号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位１番から１８ 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第１４回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。

	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1 3 番
	1 4 番